

◇表題について

字の区域及び名称の変更について（諮問）に対し、西平井・鰭ヶ崎地区、鰭ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更について（答申）としました。

審議においては、西平井・鰭ヶ崎地区、鰭ヶ崎・思井地区を変更の対象としている区域（区画整理事業区域及び区画整理事業区域に隣接する区域外の一部区域）を指して審議してきましたので、本答申書においても、同様の認識で内容をご覧ください。

◇構成について

はじめに審議会の発足、次に審議の概要、そして答申を述べるという流れで3つの項目から構成しました。

◇「1 はじめに」について

市長から委嘱を受け、審議会が発足したこと。審議会に諮問を受けたことについて述べています。

◇「2 審議会」について

審議会の会議実施の概要について述べています。

◇「3 答申」について

諮問書に別紙1として示された「西平井・鰭ヶ崎地区、鰭ヶ崎・思井地区土地区画整理事業に係る字の区域及び名称変更の方針について」の項目に従って構成し、審議会としてそれぞれ判断したことを望ましいという文言で整理しました。

（1）字の区域割りにについて

字の境界とするものについては、鉄道、道路等の恒久的な施設で区切ることについては、審議において異論がありませんでした。

また、変更区域は区画整理事業区域と平和台3、4丁目に挟まれる大字西平井の一部の区域以外の区画整理事業区域外の区域は、変更区域としないこととしました。

(2) 字の名称について

名称については、住民の慣れ親しんでいる西平井、鱈ヶ崎の名称を尊重し、従前の字の名称を基調とし、これに丁目を付すこととしました。

(3) 字の区域及び名称の変更案について

T Xの地上部分の緑地側道を境に「西平井一丁目～三丁目」と「鱈ヶ崎一丁目、二丁目」としました。

なお、これは市の素案のとおりとなりました。

以上を答申案としてまとめましたので、ご検討ください。

流山市行政区域制度審議会 会長 山崎正治